



2026年5月15日

各位

三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
(コード:8593 東証プライム)

取締役等に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(非業務執行取締役および国内非居住者を除く。以下同じ)ならびに執行役員等(国内非居住者を除く。以下、取締役とあわせて「取締役等」)を対象とした業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」)に係る信託に拠出する金員の上限(以下「信託金の上限額」)の改定について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本制度の一部改定に関する議案(以下「本議案」)を2026年6月25日開催予定の第55期定時株主総会(以下「本株主総会」)に付議する予定です。

記

1. 本制度改定の背景および内容

- (1) 当社は、2026年4月より新たな中期経営計画(2026～2028年度中期経営計画(以下「2028中計」))をスタートしました。2028中計では、資本効率性の向上を最重要目標に掲げ、収益性を高めることで企業価値向上を加速させる方針としています。これらの経営戦略を着実に推進するために役員報酬制度の見直しを行いました。
- (2) 具体的には、市場水準を踏まえて各取締役等の役割と職責に見合った報酬水準とするとともに、2028中計の達成に向けたインセンティブとして役員報酬における変動報酬の割合を引き上げました。また、本制度の評価指標として非財務指標を新たに追加し、あわせて評価ウェイトの見直しを行いました。
(2頁「【表1 役員報酬制度見直しの概要】」をご参照ください)
- (3) これに伴い、本制度に係る信託金の上限額を改定のうえ、本制度を継続する予定です。(2頁「【表2 本制度改定の内容】」をご参照ください)

改定後の本制度の詳細は「2. 本制度について」をご覧ください。

なお、当社は、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会を設置しており、同委員会において本制度の改定について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性および客観性を確保しております。

また、本制度の信託金の上限額の改定は、本株主総会において本議案が承認可決されることを条件

としています。

【表 1 役員報酬制度見直しの概要】

項目		現 行	見直し後	
固定報酬と変動報酬との比率		概ね1:0.6	概ね1:1	
基本報酬、賞与、株式報酬の比率		概ね1:0.3:0.3	概ね1:0.5:0.5	
賞与の 評価指標 (KPI) とウェイト	全社 業績	ROE	15%	40%
		ROA	15%	30%
		純利益	70%	30%
		合計	100%	100%
株式報酬の 評価指標 (KPI) とウェイト	財務	ROE	10%	30%
		ROA	10%	20%
		純利益	60%	20%
		相対TSR*1 (対TOPIX)	20%	10%
	非財務	2019年度比GHG排 出量 (Scope1,2)	—	10%
		MHCエンゲージ メント*2	—	10%
		合計	100%	100%

*1 Total Shareholder Return (株主総利回り)の略。

*2 従業員エンゲージメントサーベイ結果が一定の高水準を満たしている状態の組織の割合(「自発性」・「多様性」というスコアに関して、回答者の半数以上がいずれのスコアも高水準の組織の割合)。

【表 2 本制度改定の内容】

項目		現 行	改定後
信託金の上限 額	3事業年度計	2,400百万円	4,200百万円
	(年額)	(800百万円)	(1,400百万円)

2. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として当社の中期経営計画の期間に対応する事業年度(以下「対象期間」)を対象として、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」)の交付または給付(以下「交付等」)を行う制度です。

本制度では、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「BIP 信託」と称される仕組みを採用しています。BIP 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP 信託により取得した当社株式等を業績目標の達成度等に応じて、取締役等に交付等をするものです。

(2) 本制度の一部改定に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、本制度の実施のために設定した BIP 信託(以下「本信託」)に拠出する信託金の上限額の改定を決議する予定です。

なお、本株主総会で承認を得た範囲内で下記(4)②による本信託の継続を行う場合には、当社は信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経たうえで、株式交付ポイント数(下記(5)に定める)に相当する当社株式等を本信託から交付等を受けることができます。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、取締役等として在任していること(制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含む)
- ② 自己都合で退任した者(取締役会においてやむを得ない場合と認められる場合を除く)もしくは解任により退任した者、または、在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められるものとして信託契約または株式交付規程に定める要件

(4) 信託期間

① 信託期間

2026年8月13日(予定)から2029年8月31日(予定)までの約3年間とします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社の中期経営計画の期間に対応する事業年度が新たな対象期間となり、当該対象期間に対応すべく本信託の信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き、新たな対象期間について、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、係る追加拠出を行う場合において、残余株式および残余金銭(以下、あわせて「残余株式等」)があるときは、残余株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。本信託の継続は、その後も同様に再継続することがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位および在任期間に応じて対象期間中の各事業年度末日に付与されるポイントの3年間における累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標等(対象期間においては、①ROE、②ROA、③親会社株主に帰属する当期純利益、④TSRの対TOPIX成長率、⑤2019年度比GHG排出量(Scope1,2)、⑥MHCエンゲージメント等の目標値)に対する達成度等に応じて、0~150%の範囲で決定し、1ポイントにつき当社株式1株を交付します(1ポイント未満の端数は切り捨て)。ただし、当社株式について信託期

間中に株式分割・株式併合等を行った場合は、分割比率・併合比率等に応じてポイントの数および下記(7)の交付株式数の上限を調整します。

なお、対象期間中の事業年度の途中で退任または死亡した取締役等、および国内非居住者となることとなった取締役等については、業績連動係数を100%としたうえで上記のとおり算定した株式交付ポイントを速やかに付与するものとします。

(6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続を行うことにより、本信託から株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式は切り捨て)の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する株式数の当社株式については、本信託内で換価処分したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

対象期間中に退任した取締役等(死亡した場合を除く)は、株式交付ポイント数に応じた数の当社株式等について、退任後速やかに、本信託から交付等を受けるものとします。また、対象期間中に国内非居住者となることとなった取締役等については、株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、速やかに、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

対象期間中に受益者要件を満たさず取締役等が死亡した場合、当該取締役等の相続人は、死亡後に算定される株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託において取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限

既存信託契約変更時の残余株式等と当社から本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において取締役等に交付等が行われる当社株式等の数(株式交付ポイントの数)は、本株主総会で承認されることを条件として、それぞれ以下を上限とします。

本信託に拠出する信託金の上限額

対象期間である3事業年度を対象として合計4,200百万円

(注)・年額1,400百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額となります。

- ・信託金の上限は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

本信託において取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限

対象期間である3事業年度を対象として合計465万株

(注)・155万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数となります。

- ・本信託において取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の信託金の上限を踏まえて、足元の株価水準等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の本信託に拠出する信託金の上限額および交付等が行われる当社株式等の数の上限の範囲内で、株式市場から取得する予定です。

(9) クローバック条項等

取締役等による重大な非違行為が判明した場合等には、当該取締役等に対して付与済みのポイントや株式交付ポイントを没収(マルス)し、あるいは、当該取締役等に対し、交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

(10) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち取締役等に交付等が行われる前の当社株式)は、経営の中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式に係る配当金の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(12) 信託期間満了時の取扱い

信託期間満了後、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、残余株式は当該株式報酬制度における取締役等への交付等に活用され、残余金銭は株式取得資金として活用されます。

信託期間満了後、本信託を終了する場合には、残余株式を本信託内で換価処分したうえで、信託留保金額を超過する部分は、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です(信託留保金額の範囲内の部分は、当社に帰属する予定です)。

(注)信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められる株式交付ポイント数(上記 2. (5)に定める)に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記 2. (7)の信託金の上限額の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)信託契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等(退任した者を含む)のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約変更日* | 2026年8月13日(予定) |
| ⑧信託の期間 | 2023年8月15日~2029年8月31日(予定) |
| ⑨制度開始日 | 2026年8月13日(予定) |
| ⑩議決権行使 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 4,200百万円(予定)(信託報酬および信託費用を含む) |
| ⑬株式の取得時期 | 2026年8月18日(予定)~2026年8月31日(予定)
ただし、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む)末日以前の5営業日から
決算期末日までを除く。 |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金額の範囲内としま
す。 |

*既存信託契約の内容を変更するものです。

■本件に関するお問い合わせ先

三菱HCキャピタル株式会社

コーポレートコミュニケーション部

〒100-6525 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

TEL 03-6865-3002

以上